

福岡救急医学会救急隊員部会規約

(趣 旨)

第 1 条 本規約は、福岡救急医学会会則第 30 条の規定に基づき福岡救急医学会救急隊員部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 本部会は、救急隊員の資格の向上を図り、救急活動の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本部会は福岡救急医学会他会員と協力し、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 「福岡救急医学会」学術集会への参加
- (2) 救急隊員に対する教育ならびに研究会の開催
- (3) その他の必要な事業

(会 員)

第 4 条 本部会員は福岡救急医学会の正会員たる救急救命士、協力会員である福岡県下の消防本部に所属する救急隊員および救急業務に関係ある消防職員とする。

(役 員)

第 5 条 本部会の事業を推進するために次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 2 名
- (3) 医師役員 若干名

(部会長)

- 第 6 条
1. 部会長は福岡県消防長会会長都市の救急担当課長をもってこれにあてる。
 2. 部会長は本部会を代表し、会務を総理する。

(副部会長)

- 第 7 条
1. 副部会長は福岡県消防長会副会長都市の救急担当課長をもってこれにあてる。
 2. 副部会長は部会長を補佐し、会長に事故あるときは予め部会長が指名する副部会長がその職務を代理する。

(医師役員)

- 第 8 条
1. 医師役員は福岡救急医学会救急隊員教育委員をもってこれにあてる。
 2. 医師役員は福岡救急医学会と連携を図るとともに、本部会の運営に関して必要に応じて指導および助言をするものとする。

(部会役員会議)

第9条 部会長は部会役員会議を招集して、その議長となる。

(報告)

第10条 部会役員会議において検討し、立案した事項は福岡救急医学会に報告する。

(事務局)

第11条 本部会の事務局は福岡消防長会事務局内に置く。

(経費)

第12条 本部会の事業に要する経費については、福岡救急医学会と協議して定める。

附 則

この規約は昭和63年4月1日から施行する。

この規約は平成18年9月9日の評議員会の承認を得て発効する。